

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒560-0047 大阪市北区西天満4-9-15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06-6363-2112 口座 00930-0-48780

2号炉訴訟判決 安全審査の活断層判断の誤りを認めながら 22年に渡る原告住民らの訴えを棄却 力尽きた原告らは控訴を断念



(「愛媛新聞」より転載)

なるものではなく、原子炉設置変更許可処分とかかわるものではないのであるから、臨界事故が発生した事実は、本件安全審査の合理性に影響を及ぼすものではないというべきである。

第三 国内外の原子炉施設において発生した事故・事象等に関する主張

原告らが指摘する本件原子炉を含む国内外の原子炉施設において発生した事故・事象（TMI事故、チェルノブイル事故、美浜二号炉事象を含む）等の原因は、調査結果等に基づいて検討を加えた結果、いずれも、当該原子炉施設の詳細設計、施工管理及び運転管理等に属する事故に起因するものであることが認められ、当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項に起因するものではないから、これらの事故・事象等が発生した事実及びこれらの原因は、本件安全審査の合理性に影響を及ぼすものではないというべきである。

第八章 結論

一 以上のとおりであって、本件許可処分には、手続的違法はなく、また、三号要件（技術的能力部分）及び四号要件適合性についての本件安全審査の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認めることはできず、これを基にしてなされた被告行政庁の判断に不合理な点があると認めることもできないのであるから、実体的違法もない。

よって、原告らの本件許可処分の取消しを求める請求は、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

二 なお、本件訴訟の特質、審理経過にかんがみ付言する。

本件訴訟において争われたのは、本件原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否であって、本件原子炉施設の絶対的安全性ではない。

国民生活の安定や経済活動の発展を図るためには電力の安定した供給を確保することが重要であり、かつ、原子炉事故などによる深刻な災害が引き起こされる確率がいかに小さいといえども、重大かつ致命的な人為ミスが重なるなどして、ひとたび災害が起こった場合、直接的かつ重大な被害を受けるのは、原告らをはじめとする原子炉施設の周辺住民である。

原告らの指摘する国内外の原子炉施設における事故・事象等の発生それ自体が、周辺住民に不安を抱かせる原因となっていることは否定できない事実であり、これらの不安に誠実に対応し、安全を確保するため、国や電気事業者等に対しては、今後とも厳重な安全規制と万全の運転管理の実施を図ることが強く求められる。

会計報告（'00.12/1-12/31）

収入	
会費	42,000
ニュース講読料	44,000
計	86,000
支出	
ニュース印刷代	23,850
郵送料	8,140
振替手数料	2,900
資料代	30,199
原告団支援	130,000
公判参加支援	95,000
計	290,089
差引	-204,089
積立金合計	1,516,818

15日

非情な判決

12月25日に松山地裁大法廷で開かれた判決公判では、原告らから事前に要求していたように、裁判長らは「判決主文」だけを読んで逃げるといふことはせず、「判決要旨」（別項に全文掲載）の朗読を始める。

「本件安全審査の調査・審議および判断の過程に看過し難い過誤、欠落はであると認めることはできない。」と読み進んだところで、「司法、愚政に屈せど民意滅びず」と書かれたのぼり（1頁写真参照）を持った支援者が法廷外に、そして、「原告らの請求をいずれも棄却する」との「主文」が読み上げられた時には、「敗訴」ののぼりも裁判所前庭で待機する支援の人々にかざされた。

裁判長は、本件安全審査を救済するくだりの直前に、「前面海域断層群の活動性に関する本件安全審査の判断は、結果的に見て誤りであった」と明瞭に述べた。この判示は、これまでのいくつもの原発裁判には前例のない画期的なものであった。

それを聞きながら、約3年半前の法廷で、原告の近藤さんが、四国電力提出の海底音波探査図を示しながら、敵性証人の垣見証人を追いつめ、裁判長も身を乗り出して「疑問の箇所には赤鉛筆で印を」と加勢し、とうとう垣見証人が降参した光景を思い出していた。

2号炉だけでなく、伊方原発全3機の安全審査全部に共通した重大な誤りを認めながら、全く見当違いな国側主張にすがりついて原告らの訴えを退けた判決に、苦闘の日々の連続だった原告らが、「もはやこれまで」と控訴を断念したのも無理からぬことである。

心から原告ら住民の文字どおりの苦闘をねぎらい、伊方原発廃炉を求める違った形の運動が、さらに前進するよう念じている。

会員・読者の皆さんに

本会が支援してきました訴訟活動は終わりました。「訴訟ニュース」も次号で廃刊にする予定ですが、昨年12月までの会費・購読料を未納の方はお送り下さい。また、すでに先まで前納の方々は、今後、1号炉訴訟以来の証言記録など重要資料のCD化などを計画していますので、そのためにご協力頂ければ幸いです。

なお、次号には、これまでの訴訟活動や支援活動について、原告や会員・読者の方々からの感想や意見を特集したいと思っていますので、短いもので結構ですので、FAXまたはメールで、**下記あて1月25日まで**にお送り下さるようお願いしておきます。（久米）

FAX：0773-55-0648

メール：kume@mx.nkansai.ne.jp

判決要旨

原告 廣野房一ほか

被告 通商産業大臣

主文

- 一 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一章 請求

本件許可処分（内閣総理大臣が昭和五二年三月三〇日付けで四国電力に対してした伊方発電所原子炉設置変更（本件原子炉増設）許可処分を取り消す。

第二章 事案の概要

本件は、すでに1号炉の原子炉設置許可を受けていた伊方発電所について、新たに本件原子炉（2号炉）の増設を予定していた四国電力が、規制法二六条一項に基づいて行った原子炉設置変更（本件原子炉増設）許可申請に対し、被告（当時は内閣総理大臣）が昭和五二年三月三〇日にした本件許可処分が違法

であると主張して、伊方発電所の設置場所である愛媛県西宇和郡伊方町及び近隣市町村に居住する原告らが、その取消を求めた事案である。

第三章 周辺住民の原告適格

原告らは、いずれも、本件原子炉施設から約一・八キロメートルないし約三〇キロメートルの範囲内の地域に居住しており、本件許可処分の取消を求める本訴請求において、行訴法九条にいう「法律上の利益を有する者」に該当するものと認めるのが相当である。

第四章 原告らの憲法違反の主張

原告らの憲法違反の主張（規制法、本件許可処分などに関するもの）は、いずれも採用することができない。

第五章 本件訴訟における司法審査の在り方

本件訴訟における裁判所の審理・判断の方法、主張・立証、原子炉設置（変更）許可の段階における被告行政庁の安全審査の対象については、原子炉設置許可処分の取消訴訟に関する1号炉最高裁判決の見解と同様に考えられ、本件訴訟においては、

①規制法二六条四項で準用される同法二四一条一項三号（技術的能力部分に係る部分に限る。）及び四号所定の基準の適合性判断については、原子力行政の責任者である被告行政庁の専門技術的裁量が認められること、

②本件許可処分が違法と解されるのは、昭和五二年当時の科学技術水準に照らし本件安全審査が不合理であった場合のみならず、現在の科学技術水準に照らし本件安全審査の調査審議および判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があった場合があり得ること、

③主張・立証については、まず、被告行政庁の側において、その裁量的判断に不合理な点のないことを主張・立証する必要があるが、客観的主張立証責任の問題としては、原

告らにおいて、被告行政庁の裁量的判断に逸脱・乱用があることの主張立証責任を負担するものであること、

④本件安全審査の対象は、本件原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項のみに限定されることなどが前提とされることとなる。

第六章 争点に対する判断

第一 本件許可処分の手続的適法性

本件許可処分は、証拠などにより認定できる経過にかんがみると、規制法、設置法などの所定の手続に則りなされたものと認められる。

この点に関する原告らの主張（原子力三原則、審査体制に関するもの）は、失当ないし理由がない。

第二 本件許可処分の実体的適法性（三号要件（技術的能力部分）適合性）
証拠により認定できる三号要件（技術的能力部分）適合性についての本件安全審査の審査内容などにかんがみると、その調査審議及び判断の過程に看過しがたい過誤、欠落があると認めることはできない。

この点に関する原告らの主張（出力調整運転試験の実施などに関するもの）は、理由がない。

第三 本件許可処分の実体的適法性（四号要件適合性のうち、地盤及び地震に係る安全性）

一 地盤に係る安全性について
証拠などにより認定できる事実によれば、本件安全審査は、具体的審査基準として「立地審査指針」を用い、申請者が実施した諸調査等に基づき、敷地及び敷地周辺の地盤、本件原子炉主要施設付近の基礎岩盤、敷地前面海域などについて、当時の科学的、専門技術的知見に基づいて審査を行っており、これをもって不合理であるということではでき

ない。

二 地震に係る安全性について
証拠等により認定できる事実によれば、本件安全審査は、具体的審査基準として「立地審査指針」及び「安全設計審査指針」を用い、申請者が行った耐震設計の基本方針、重要度による分類、解析手法・設計条件、設計地震動の設定等について、当時の科学的、専門的技術的知見に基づいて審査を行っており、これをもって不合理であるということとはできない。

三 本件許可処分後の事情等を考慮した判断

1 昭和五十二年になされた本件安全審査においては、前面海域断層群について、沖積層相当層の堆積以降（一万年前以降）の断層活動は認められないと判断されていたところ、本件許可処分後の平成八年に発表された岡村教授の調査等に基づく知見により、現在では、沖積層相当層の堆積以後（一万年前以降）の断層活動もあると考えられているのであるから、**前面海域断層群の活動性に関する本件安全審査の判断は、結果的にみて誤りであったことは否定できない。**

2 しかし、証拠等によれば、

①断層の活動性や最新活動時期は、地震の頻度に影響を与えるものの、地震の規模や地震動の大きさに直接影響を与えるものではないこと、

②本件安全審査においても、前面海域断層群による地震についての検討はなされており、安全余裕検討用地震動（本件では三〇〇ガル）との関係で考慮されていること、

③工学的知見として、弾性設計のされた構造物（重要度Aクラスの施設）は設計地震動（本件では二〇〇ガル）の三倍ないし四倍程度の安全余裕があると考えられており、また、本件原子炉施設については、本来的に高い耐震安全性を有するように設計上の配慮が

なされていること、

④兵庫県南部地震を踏まえて行われた解析結果においても、本件原子炉施設は、前面海域断層群を考慮して得られた最大加速度振幅四七三ガルのS2地震動に対して、安全余裕を有していることが確認されていることなどが認められ、これらの事情を総合すると、本件原子炉施設については、現在の知見を踏まえても、基本設計どおりに設置して稼働させた場合、基本設計が講じている事故防止対策が不十分なために重大事故が起こる可能性が高いとまでは認定することができず、**前面海域断層群の活動性に関する判断の誤りをもって本件安全審査が不合理であり、本件許可処分が違法であるということとはできない。**

3 そして、本件安全審査の審査内容等にかんがみると、原告らの主張（敷地及び敷地周辺の地盤、基礎岩盤、前面海域断層群、耐震設計、兵庫県南部地震等に関するもの）を踏まえても、本件安全審査の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認めることはできない。

第四 本件許可処分の実体的適法性（四号要件適合性のうち、事故防止対策に係る安全性）

証拠等により認定できる事実によれば、本件安全審査は、具体的審査基準として、「安全設計指針」及び「ECCS安全評価指針」を用い、科学的、専門的技術的見地から、本件原子炉施設についての異常発生防止対策、異常拡大防止対策、放射性物質異常放出防止対策、運転時の異常な過渡変化の解析、事故解析等についての審査を行っており、その審査内容等にかんがみると、**原告らの主張（航空機の墜落、外国からのミサイル攻撃、事故防止対策、安全評価等に関するもの）を踏まえても、本件安全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認**

めることはできない。

第五 本件許可処分の実体的適法性（四号要件適合性のうち、平常運転時における被ばく低減対策に係る安全性）

一 証拠等によれば、本件許可処分後の法令改正により、周辺監視区域外の線量当量限度は、実行線量当量について年間一ミリシーベルトと定められることになったが、本件原子炉施設による周辺公衆の被ばく線量評価値は、この基準をはるかに下回るものであることが認められる。

二 そして、証拠等により認定できる事実によれば、本件安全審査は、具体的審査基準として、「安全設計審査指針」、「許容被ばく線量等を定める件」、「線量目標値指針」及び「線量目標評価指針」を用い、科学的、専門的技術的見地から、被ばく低減対策、周辺公衆の被ばく線量評価、放射性廃棄物の放出管理・外部放射線量等の監視等についての審査を行っており、その審査内容等にかんがみると、原告らの主張（しきい線量、市川定夫の研究、周辺海底土からのコバルト六〇の検出などに関するもの）を踏まえても、本件安全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認めることはできない。

第六 本件許可処分の実体的適法性（四号要件適合性のうち、公衆との離隔に係る安全性）

証拠などにより認定できる事実によれば、本件安全審査においては、具体的審査基準として、「立地審査指針」を用い、科学的、専門的技術的見地から、申請者が行った災害評価などにかんがみると、原告らの主張（めやす線量、災害評価、アクシデントマネジメントなどに関するもの）を踏まえても、本件安

全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると認めることはできない。

第七章 原告らのその余の主張

第一 原子力発電一般に関する主張

本件訴訟においては、本件許可処分の手続的適法性と実体的適法性が裁判所の審理・判断の対象になるのであるから、原子力発電一般に関する事項（世界的な脱原子力発電の傾向、原子力発電のコストなどに関するものは）、本件許可処分の違法事由にはなり得ないというべきである。

第二 本件安全審査対象外の事項に関する主張

一 固体廃棄物の最終処分の方法、使用済み燃料の再処理及び輸送の方法、温排水の熱による影響等

規制法の規制の構造に照らすと、固体廃棄物の最終処分の方法、使用済み燃料の再処理及び輸送の方法並びに温排水の熱による影響などにかかわる事項については、原子炉設置（変更）許可の段階の安全審査の対象にはならないというべきである。

二 防災計画、避難計画

防災対策にかかわる事項は、原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項ではなく、災害対策基本法に基づき、必要な対策が講じられることが予定されている事項なのであるから、原子炉設置（変更）許可の段階の安全審査の対象にはならないというべきである。

三 核燃料加工施設における臨界事故

ジェー・シー・オーの核燃料加工施設は、規制法第三章の規定により規制される加工事業を行う施設であり、規制法第四章の原子炉の設置、運転などに関する規制の対象と